

指定地域密着型通所介護事業所
「デイサービスセンターかおり」
運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が行う指定地域密着型通所介護の事業は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- (2) 事業者自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、地域密着型通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (4) 指定地域密着型通所介護の提供に当たる従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (6) 指定地域密着型通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整える。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターかおり
- (2) 所在地 愛媛県伊予郡松前町筒井 1579 番地 1

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 この事業所に勤務する従業者の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者

管理者は、地域密着型通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員

生活相談員は、地域密着型通所介護計画の作成及び説明を行うほか、生活指導その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員

看護職員は、看護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員

介護職員は、介護その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、機能訓練指導その他の指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

指定地域密着型通所介護事業所 デイサービスセンターかおり人員状況

職種名	人 員	
	常勤	非常勤
管理者	1 (兼務)	
生活相談員	1 (兼務)	2
看護師	3 (兼務)	3 (兼務)
機能訓練指導員	3 (兼務)	3 (兼務)
介護職	5	
合計	9	5

(営業日、営業時間等)

第5条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 日曜日を除く毎日とする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後17時30分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後16時45分までとする。
- (4) 上記日時以外については、利用者の希望に応じサービスの提供を行うものとする。その場合、午前9時以前及び午後17時以降のサービス提供については、当日のサービス提供時間に応じて介護保険加算を適用するものとする。ただし、介護保険加算が適応できない場合は、30分につき500円の延長料金を徴収する。

(利用定員)

第6条 利用定員は、15人とする。

(指定地域密着型通所介護の内容)

第7条 この事業所が行う指定地域密着型通所介護は、単独型通所介護とし、その内容は、次のとおりとする。

- (1) 生活指導
- (2) 機能訓練
- (3) 介護サービス
- (4) 介護方法の指導
- (5) 健康状態の確認
- (6) 送迎

- (7) 給食サービス
- (8) 入浴サービス
- (9) 社会的孤立を防ぐための外出援助・心理的援助サービス

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定地域密着型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 食費 600円/食
- (2) オムツ代 紙パンツ・紙オムツ 150円/枚 パッド 20円～80円/枚
- (3) 日常生活費のうち、利用者が負担することが適当と認められる次の費用
 - 1) サークル活動の材料費 実費
 - 2) 茶菓代 50円/日
- (4) 交通費 通常の事業の実施地域を越える地域の方が当事業所のサービスを受ける場合には、送迎のための交通費が必要となる場合がある。

●通常の事業実施地域を越えた地点からご契約者（利用者）の居宅までの距離が

おおむね往復10km未満の場合 → 1回の送迎につき 500円

おおむね往復20km未満の場合 → 1回の送迎につき 1,000円

おおむね往復30km未満の場合 → 1回の送迎につき 1,500円

●ご契約者（利用者）の居宅が遠距離にあり、当事業所の職員等の稼働状況から業務に支障をきたす恐れがある場合は、サービス利用のご希望に添えられない。

3 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、そのサービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、伊予郡松前町とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 事業所内では特別な場合以外、飲酒しないこと。
- (2) 喫煙は、屋外ですること。
- (3) 従業者の指示に従うこと。

(緊急時等における対応方法)

第11条 指定地域密着型通所介護に当たる従業者は、現に指定地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、看護師等による応急処置を実施し、状況を判断した上で、Dr 盛次診療所に搬送する。それ以外については、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。すべての場合において、管理者に報告するものとする。一般的な緊急事態を想定し、マニュアルを作成する。

(非常災害対策)

第12条 管理者は、消防法に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第13条 管理者は、利用中に事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、利用者に係わる居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項により事故が発生した場合は、その概要、経過、今後の対応等を明らかにし、利用者事故報告書に記録する。

3 管理者は事故対応マニュアルに従い、早急且つ適切に事業団本部、県主管課及び市町村へ報告するものとする。

(損害賠償)

第14条 管理者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第15条 管理者は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するために、窓口を置く等の必要な措置を講ずるものとする。

2 前項により苦情相談を受付けた場合は、その内容及び処理方法等を明らかにし記録するものとする。

(衛生管理)

第16条 管理者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用する水について衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行うものとする。

2 管理者は、食中毒及び感染症が発生し、それらが蔓延しないように必要な措置を講ずるとともに、従業者は感染症等に関する知識の習得に努める。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第19条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（地域との連携等）

第20条 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（その他運営に関する重要事項）

第21条 指定地域密着型通所介護に当たる従業者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後3か月以内

(2) 継続研修 年6回

2 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従業者との誓約書を徴するものとする。

4 指定地域密着型通所介護における記録については次のものについて保管期間を5年間とする。

①地域密着型通所介護計画書

- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④苦情の内容等の記録
- ⑤事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- ⑥運営推進会議に関する記録

5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、医療法人 きらりと管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 15 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 23 日から施行する。

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。